

青色申告の特典

青色申告の特典のうち主なものについて説明します。

(1) 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出した場合には、最高 65 万円の控除を受けることができます。

また、それ以外の青色申告者については、最高 10 万円の特別控除の適用を受けることができます。

(2) 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が 15 歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

また、事業的規模でない不動産貸付業を営む方については、青色事業専従者給与の適用を受けることはできません。

(3) 貸倒引当金

事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の 5.5% 以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額を必要経費として認めるというものです。ただし、金融業の場合は 3.3% になります(一括評価)。

なお、貸金のうち、貸倒れその他これに類する一定の事由による損失の見込額については、それぞれの事由に応じた限度額までを、貸倒引当金勘定に繰り入れることができますが(個別評価)、その際必要経費に算入された金額の計算の基礎となった貸金は一括評価を行う帳簿価額の合計額から除かれます。

(4) 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)が生じたときには、その損失額を翌年以後 3 年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除します。

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を生じた年の前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

(5) 少額減価償却資産の必要経費算入

取得価額が10万円以上の事業用資産は、取得の時に必要経費に算入することはできず、減価償却資産として耐用年数に応じて減価償却をしなければなりません。一定の中小企業者に該当する青色申告者が、30万円未満の少額減価償却資産（「少額な減価償却資産」や「一括償却資産」の適用を受けるものなどを除きます。）を取得等し、その業務の用に使用した場合には、減価償却の計算をしないで、使用した時にその取得価額をそのまま必要経費に算入することができます。

※ 適用を受ける場合には、決算書3ページの「摘要」欄に「措法 28 の2」と記載してください。